令和 7 年 11 月 25 日

（公社）広島県建築士会東広島支部　御中

東　広　島　市　長
（建設部　技術企画課）

黒瀬川 特定都市河川指定に関する説明会の開催について（案内）

平素は、本市の建設行政にご尽力いただきありがとうございます。

この度、広島県が、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、黒瀬川流域を特定都市河川流域に指定することとなります。

これに伴い、広島県が、「黒瀬川 特定都市河川指定に関する説明会」を添付のとおり開催しますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

つきましては、参加を希望される方は、**令和 7 年 12 月 5 日（金）まで**に、所定の方法により申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、主に関係のある分野の事業者様としては、宅地造成や開発などの土木関係となります。

【申込方法】

（1）Forms（フォームス）

QR コードを読み取り、入力フォームに必要事項を入力し、送信してください。



（2）その他

Forms（フォームス）による申し込みが困難な場合は、直接、電話にて申し込みください。

連絡先：082-420-0943　東広島市　建設部　技術企画課（担当：彌勒、仁井）

令和７年 11 月 25 日

（公社）広島県建築士会　東広島支部　御中

広島県土木建築局河川課長
（〒730-8511 広島県中区基町 10-52）

黒瀬川　特定都市河川指定に関する説明会の開催について（通知）

広島県の河川行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

広島県では気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う「流域治水」を強力に推進しています。

この度、黒瀬川流域において、法的枠組みの下、流域治水を強力に推進するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域に指定します。

つきましては、「黒瀬川　特定都市河川指定に関する説明会」を次のとおり開催しますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

１　日　　時　：　令和７年 12 月 16 日（火）　10 時 00 分～（１時間程度）

２　場　　所　：　東広島商工会議所　４階　文化ホール
（東広島市西条中央 7-23-35）

３　開催方法　：　対面、WEB

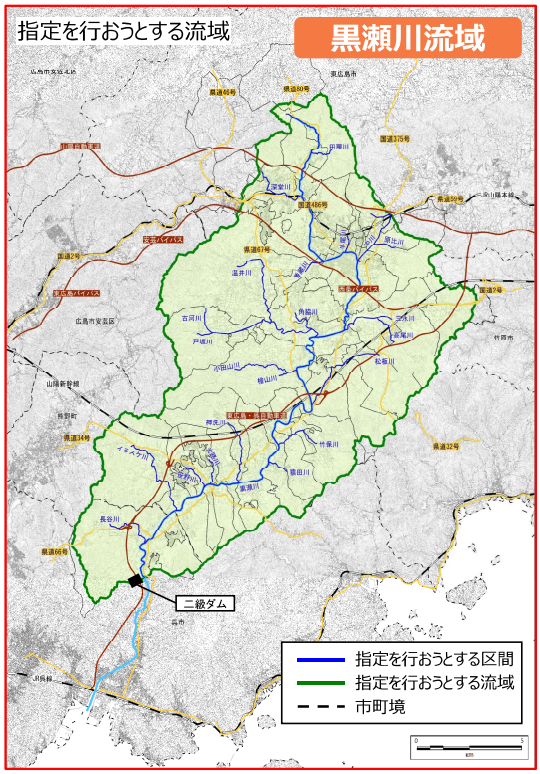
４　問合せ先　：　広島県土木建築局河川課　児玉、神原
電話（082）513-3929
東広島市建設部技術企画課　彌勒、仁井
電話（082）420-0943

参考資料

『流域治水』の本格的実践に向けて黒瀬川等を特定都市河川に指定します。

広島県では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う**「流域治水」**を強力に推進しています。

黒瀬川流域においては、流域の地形特性や社会特性の特徴・課題に対応するため流域治水の取組を加速する必要があり、その手法として**特定都市河川に指定**することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていくことが可能となります。



平成30年７月豪雨時の
黒瀬川浸水状況等







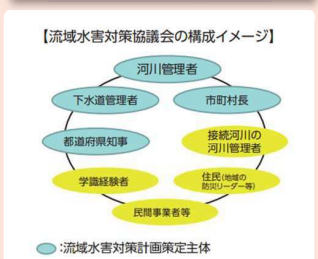
特定都市河川の指定によって みんなでできる5つのこと

流域治水

みんなが参加できる仕組み

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して**流域水害対策計画を策定**

流域水害対策計画の作成や実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する**流域水害対策協議会を設置**



雨水流出の増加を抑制 雨水流出のさらなる抑制

一定規模※以上の**雨水浸透阻害行為**（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、**対策工事**（雨水貯留浸透施設の設置）**を義務付け**

※**1,000m2**。ただし、都道府県の条例で500m2以上1,000m2未満の範囲で別に定めることが可能。



流域における貯留機能の保全

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、**浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地**に対して、**将来にわたってその効用を保全**



水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が**「浸水被害防止区域」として指定**し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進



計画に基づくハード対策の加速化



流域水害対策計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等と一体的に行う**ハード対策に予算を重点措置**

出典：『特定都市河川 みんなで取り組む流域治水』国土交通省水管理・国土保全局（令和６年６月）等

広島県 土木建築局 河川課 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 ☎082-513-3929

令和８年４月１日から

黒瀬川特定都市河川指定流域(呉市・東広島市の一部)で1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為※を行う際には

流出抑制のための許可が必要になります。

※土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為

次のような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）を行う際には…



河川に流れ込む量を抑制するために雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要

浸透ます



浸透トレンチ



透水性舗装



周囲堤



調整池



黒瀬川及びその支川が特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、**許可が必要**（貯留・浸透施設の整備）になります。

この**雨水浸透阻害行為の許可制度**は、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模の以上の行為に対して、その対策を義務付けるものです。

お問い合わせ先

広島県　土木建築局　河川課　河川企画グループ

〒730-8511　広島市中区基町10番52号

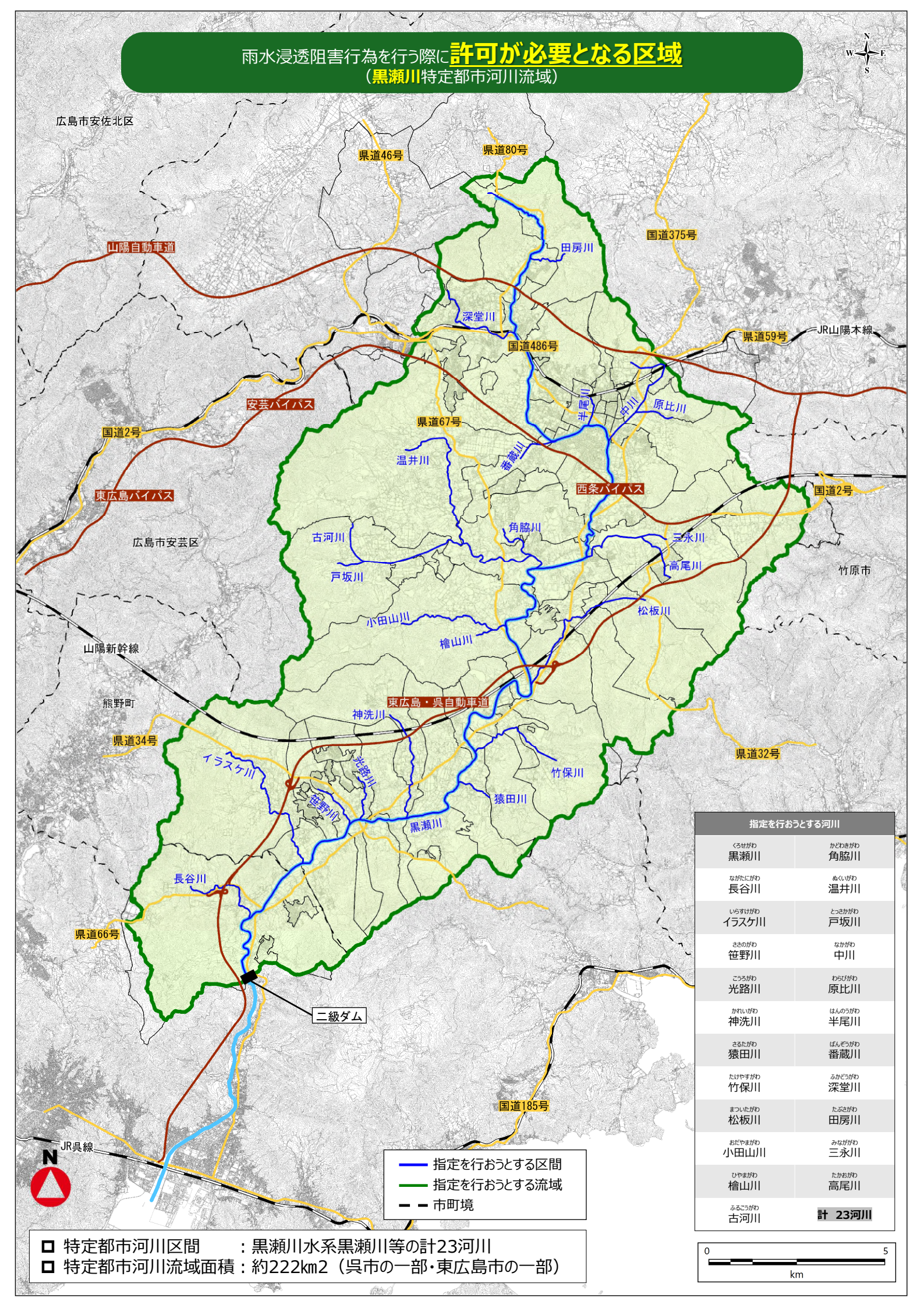
☎082-513-3929

dokasenka@pref.hiroshima.lg.jp

広島県HP
(許可申請について)

広島県　雨水浸透阻害行為　検索

雨水浸透阻害行為を行う際に**許可が必要となる区域**
（**黒瀬川**特定都市河川流域）



指定を行おうとする河川	
黒瀬川（くろせがわ）	角脇川（かどわきがわ）
長谷川（ながたにがわ）	温井川（ぬくいがわ）
イラスケ川（いらすけがわ）	戸坂川（とっさかがわ）
笹野川（ささのがわ）	中川（なかがわ）
光路川（こうろがわ）	原比川（わらびがわ）
神洗川（かれいがわ）	半尾川（はんのうがわ）
猿田川（さるたがわ）	番蔵川（ばんぞうがわ）
竹保川（たけやすがわ）	深堂川（ふかどうがわ）
松板川（まついたがわ）	田房川（たぶさがわ）
小田山川（おだやまがわ）	三永川（みながわ）
檜山川（ひやまがわ）	高尾川（たかおがわ）
古河川（ふるこうがわ）	計　23河川

- 特定都市河川区間　　：黒瀬川水系黒瀬川等の計23河川
- 特定都市河川流域面積：約222㎢（呉市の一部・東広島市の一部）

0　5
km